

令和5年4月26日

第4回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第4回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和5年4月26日				招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後1時57分				閉会の日時	午後4時24分			
会 長	小 川 達 男				職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次 郎	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 駒 宮 敏 之				
					次 長 前 島 勝 己				
					主 幹 藤 間 みゆき				
					主 幹 渡 辺 昌 也				
					主 幹 関 田 毅				
					主 任 加 藤 正 則				

開会 午後 1時57分

○局長（駒宮敏之君） 皆さん、こんにちは。

定刻より二、三分ちょっと早いですけれども、これから始めさせていただきます。

私、経済部長の駒宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

農業委員さんについては、3月23日、15名の方にご委嘱を申し上げました。それから、最適化推進委員さんの皆さんには、22名の方に4月1日でご委嘱をさせていただいたところでございます。

このような新体制で農業委員会ということでの初めての総会ということになります。これから様々な案件が皆様の前に出てくると思います。加須市は埼玉県内でも一番多い案件を抱えているというところでございます。その辺もありますので、皆さんこれから、私も含めて一緒に勉強していただいて、よりよい転用案件、あるいは農地から農地へという案件もありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

また、最適化推進委員さんの皆さんがこういった議論をよくお聞きいただいて、審議の中には推進委員さんにご意見はいただくことはできませんけれども、現場活動等を踏まえてよく審議の内容をお聞きいただければというふうに考えています。

それでは、定刻、先ほど前というふうに申し上げましたが、これより令和5年第4回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



### ◎開会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。

会長職務代理を担当します松本です。今回からよろしくお願いいたします。

委員の皆様につきましては、ご多忙の中、ご出席賜りまして深く感謝申し上げます。

田んぼのほうも、この前ちょっと前に北方面に行ったら、三俣方面、樋遣川方面ですか、大越方面には水が若干入っていたり、大利根から北川辺に行くと、相当もう田んぼのほうも田植えが済んでいるようでびっくりしました。

それでは、令和5年第4回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします

す。

---

◇

### ◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小川達男君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

本日は、新しい委員さんによる最初の総会であります。皆様方の協力の下、慎重審議にこの総会が進行できればというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

---

◇

### ◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますけれども、現在、委員の総数15名いらっしゃいますが、全員の方にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

---

◇

### ◎自己紹介

○局長（駒宮敏之君） これから早速議事に入りますが、ここで新たな皆さん初めてなられたということもございますので、最初に自己紹介を皆さんお願いしたいと思います。

それでは、左の高橋さんからお願いします。

○1番（高橋雅一君） 皆さん、こんにちは。

北川辺地区、東担当の高橋雅一です。私も初めて農業委員として活動させてもらうわけですが、皆さん方にいろいろ教えていただきながら、農業委員を務めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○2番（久保文夫君） 失礼します。

加須、大桑、水深地区で、大桑を担当しております久保と申します。今後とも皆さんのお力添えをいただきながら進めていきたいと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

○3番（瀬下京子君） 改めまして、こんにちは。

原道地区担当の瀬下と申します。2期目に入りました。でもいろいろと勉強することがたくさんありますので、皆様にお力をいただきながら進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○4番（山岸和男君） こんにちは。

北川辺地区の山岸と申します。農業委員になりまして、今年3期目でやっています。いろいろと分からないこともありますので、皆様と勉強しながらやりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○5番（嶋村 淨君） 騎西地域の中の高柳を担当します嶋村淨と申します。私は2期目でございます。よろしくお願い致します。

○6番（金子勇一君） 皆さん、こんにちは。

金子と申します。大利根地区、大利根の豊野地区を担当いたします。何分初めてでございますので、勉強しながらやっていきたいと思ひます。皆さんよろしくお願いいたします。

○7番（小川達夫君） こんにちは。

三俣、不動岡地区を担当します三俣の小川と申します。前回は推進委員を3年やらせていただきまして、今回農業委員ということで3年間やらさせていただきます。よろしくお願い致します。

○8番（松本榮次郎君） 皆さん、こんにちは。

加須第3地区、志多見の松本でございます。よろしくお願い致します。今期農業委員としては初めてなんですけれども、前期は推進委員ということで2期やらせていただきました。何分にも不慣れでございますので、協力いただきながら進めていきたいというふうに思ひますので、よろしくお願い致します。

○9番（小山治延君） 皆さん、こんにちは。

水深地区担当の小山治延です。3年推進委員やりまして、今年、農業委員をやります。どうぞよろしくお願い致します。

○10番（須藤秀夫君） 皆さん、こんにちは。

私は、樋遣、大越地区の担当であります須藤と申します。濁らないんです。ストウです。

よろしくお願いします。全く初めてなので皆さんのご協力を得ながらやっていきたいと思  
いますので、よろしくお願いいたします。

○11番（関 弘明君） こんにちは。

騎西第2地区を担当しております。田ヶ谷と下崎、この2つの地区を担当します関弘明と  
いいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○13番（中島利雄君） 皆さん、こんにちは。

大利根地区を担当しております中島利雄です。担当地域は大利根の東地区と元和地区の2  
か所やっているんですけれども、3年やったんですが、やはり勉強するのが大変なのでまた  
よろしくお願いします。

○15番（小坂 実君） 皆さん、こんにちは。

騎西地区の鴻荃と根古屋地区を担当します小坂実と申します。よろしくお願いします。

○局長（駒宮敏之君） それでは、続いて、最適化推進委員さんのほうにも自己紹介をお願い  
したいと思います。

それでは、野本委員さんからよろしくお願いします。

○推進委員（野本雄一君） 皆様、こんにちは。

加須第1地区を担当させていただきます野本雄一と申します。何分初めてなもので何も分  
からないことが多いので、皆さんに教えていただきながらやっていきたいと思  
います。よろ  
しくお願いいたします。

○推進委員（梅田 清君） こんにちは。

大桑地区担当の梅田と申します。よろしくお願いします。

○推進委員（増川英徳君） 水深地区担当の増川と申します。前回ほんの少しの期間で一度推  
進委員を受けさせていただいたんですが、ちょっと事情により小山さんに代わっていただい  
て、今回、実質的の1期目になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○推進委員（森 博司君） 樋遣川地区担当の森と申します。かつて市役所にいたので知って  
いるかと思  
いますけれども、よろしくお願いいたします。

○推進委員（寺田 薫君） 同じく樋遣川を担当します寺田と申します。よろしくお願いします。  
す。

○推進委員（腰塚 明君） 大越地区を担当いたします腰塚です。2期目ですけれども、まだ  
勉強したいと思  
います。よろしくお願いいたします。

○推進委員（田村義雄君） 三俣地区の田村義雄と申します。よろしくお願いします。

- 推進委員（儘田兼一君） 不動岡地区を担当します儘田です。初めてなのでひとつよろしく  
お願いします。
- 推進委員（榎本勝雄君） 加須第3地区の担当をいたします推進委員の榎本勝雄と申します。  
2期目になりますけれども、また皆さん方と勉強しながら務めてまいりたいと思います。よ  
ろしくお願いします。
- 推進委員（夢川博朗君） 加須第3地区、志多見を担当します夢川です。初めてですのでよ  
ろしくお願いいたします。
- 推進委員（金子由男君） 騎西第1地区の高柳を担当します金子と申します。2期目になり  
ました。よろしくお願いします。
- 推進委員（増田広美君） 騎西第2地区、下崎を担当します増田です。よろしくお願いま  
す。
- 推進委員（清水豊一君） 同じく騎西第2地区、田ヶ谷地区を担当します清水です。よろし  
くお願いします。
- 推進委員（石川久雄君） また、同じく騎西、種足地区を担当します石川です。会長の小川  
さんと一緒に教わりながらやっていきたいと思います。よろしくお願いします。
- 推進委員（荻原儀文君） 北川辺西地区を担当します荻原儀文と申します。今年初めてなも  
ので、何も分からないところなんですけれども、皆さんと協力していろいろ勉強しながらや  
りたいと思いますのでよろしくお願いします。
- 推進委員（荒井雅明君） 北川辺東地区を担当いたします荒井雅明です。今回初めて受けま  
した。何も分かりませんので、よろしくご指導のほどお願いいたします。
- 推進委員（町田 彰君） 前期に引き続きまして、大和根東地区を担当させていただきます  
町田彰でございます。よろしくお願いします。
- 推進委員（落合勝男君） 落合勝男と申します。担当地区は大和根、元和です。よろしくお  
願います。
- 推進委員（坂田晴彦君） 大和根、豊野地区を担当させていただきます坂田と申します。2  
期目になります。よろしくお願いいたします。
- 推進委員（田村和彦君） こんにちは。  
大和根、原道地区を担当させていただきます田村和彦です。何分にも初めてでございます  
ので、皆様のご指導をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いい  
たします。

○局長（駒宮敏之君） それでは、改めて会長と副会長から自己紹介をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） どうも皆様、こんにちは。

加須地域で礼羽というところ、ここからちょっと南の西ですね、方面を担当します松本です。推進委員を1期やりまして、その後に農業委員を2期ですかね、しました。しゃべるのも上手じゃないんですけれども、一生懸命やります。個人的には水稻を約10町歩ぐらいやっております。よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） 改めて自己紹介をさせていただきます。

このたび会長職を仰せつかりました、私、旧騎西町の種足という場所です。加須市でも一番南です。そういう地域から会長職を仰せつかりましたので、3年間よろしくお願いいたします。以上です。

○局長（駒宮敏之君） 皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事のほうに入らせていただきます。

議長については、加須市の農業委員会総会会議規則というものがございまして、その第4条に基づいて小川会長に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。



#### ◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願いいたします。声の大きさはこのくらい大丈夫ですか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名人に、

3番 瀬 下 京 子 委員及び

4番 山 岸 和 男 委員

の両委員を指名いたします。



#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の10件を議題といたします。

はじめに、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、ご説明いたします。

議案第1号の番号2になります。

位置図につきましては、3ページになります。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は営農規模縮小のため今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

4月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行きました。譲受人の さん、本件申請地のところが自宅とハウスが隣ということで、効率的にいいということで本件申請に至ったとのことでした。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等はなさそうなので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第1号、番号3になります。

位置図につきましては、4ページから5ページをご覧ください。

本案件につきましては、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模の拡大をし、隣接する自作地と合わせて効率的に耕作するため、譲渡人は高齢により自作困難なため今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

同じく4月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行きました。

譲受人の さんにお聞きしたところ、本件の申請地は 会社に売買の話があり、

さんの土地が奥にあり、売買されると出入りができなくなるということで、本件申請に至ったとのことでした。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほうよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

現状は田んぼになっているんですか。

○9番（小山治延君） 田んぼになっています。

この写真を見ると、3筆の下のほうですね、 さんの土地があるので、そうすると出入りできないということで、はい。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第1号の4になります。

位置図につきましては、6ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農作物等の栽培のため、譲渡人は隣接地に譲受人が耕作しており、有効利用を図るため今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

4月18日に、地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人の さんに現地対応をしていただきました。 さんによりますと、譲渡人の さんは現在 に住まいがあり、農地を管理できる状態ではないとのことです。譲受人の さんは分家・本家関係にあり、 さんが さんに贈与するという認可申請です。

現状はソバが作付けてあり、きれいに整備されておりました。 さんによりますと、定年も近いこともあり、農業に力を入れるということでございます。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準に満たしていると思われますので、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第1号の5になります。

位置図につきましては、7ページをごらんください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は将来的に営農型太陽光発電事業による障害者就農のための規模拡大を計画しているため、なお、譲渡人は亡くなられた 〇〇 氏の相続財産管理人弁護士 〇〇 氏の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

4月17日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

譲渡人の 〇〇 さんは既に死亡しており、相続財産管理人によって管理されております。

譲受人の 〇〇 さんの案内で現地を確認しました。現場は耕作放棄地となっており、雑木林状態となっておりました。 〇〇 さんの話によりますと、まず、この状態をきれいに整地し、整地後は野菜畑、太陽光発電を考えているとのことでした。

本件申請は、現地調査、状況確認した結果、耕作放棄地を改善し、不法投棄を未然に防ぎ、周囲の農地を健全な状態に戻すことができると思われます。

このようなことからして、農地法の許可基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「よろしいですか」と言う人あり）

○会長（小川達男君） はい、どうぞ。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

これ確か前回出てきましたよね。出なかったか、たしか譲受人の 〇〇 さんは 〇〇 の元役員で何とかという記憶にあるんですけども、それとまた別の件か、 〇〇 さんは……。いろいろ議論になったじゃないですか。

○会長（小川達男君） 事務局から。

○事務局（加藤正則君） 事務局です。

今回の案件については、初めての申請になる場所ですので、ただ、前回、相続財産管理人の名前で申請があった土地が の案件でありましたので、場所は近いんですけども、別の案件ということです。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第1号の6になります。

位置図につきましては、8ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業の経営規模拡大のため、譲渡人は遠方に居住しており、耕作が困難なため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

4月20日木曜日、15時前後に増田推進委員さんと 様宅及び現地を確認をいたしました。

譲渡人である 氏は書類に記載のとおり、 在住のため以前より手放す方向で考えていましたが、近隣に話をかけても売買、贈与、いずれもうまくまとまりませんでした。そのため、 の 氏に相談をしまして、譲受人の 氏に話を持っていったという経緯でございます。

現地は畑でありまして、約6畝、7畝ぐらいの畑でありまして、作物は作っておらず、若干管理がしてある程度のものでした。

譲受人の 氏は という 会社を経営しておりまして、ご自分でも

という農業法人を運営しております。土地の耕作及び機械等の所有については、何ら問題もありません。農地法の許可基準に満たしていると判断してまいりましたので、ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等がないようですので、採決いたします。

6番の不動岡地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番、志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第1号の7になります。

位置図につきましては、9ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、本申請の農地を賃貸借により50年以上耕作しているため、譲渡人は人手不足により耕作が難しいため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本榮次郎です。

この件については、4月18日、農業推進委員の夢川さんと譲受人 さんに立ち会いしながら現場を確認しました。

この場所は、自分がやっているお店の裏ということで、長年畑を耕作しているということ

で、野菜を現状も作っておりました。きれいに畑は整地されていて、特に問題ないというふうに判断いたしました。

それでこの場所については、中間管理のほうに登録しているということで、それを確認したら既に中間管理については取消しをしたということで、許可いただいているということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この件については、許可相当と判断いたしました。ご審議のほうよろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第1号の8番になります。

位置図につきましては、10ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は農業経験を有し、当該地を借受け耕作していることから、農地を取得するもので、効率的に経営規模の拡大を行うことができるため、譲渡人は農業経験がなく、今後も農業に従事する予定がないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営条件から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまふ。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（関 弘明君） 11番の関弘明と申します。

4月25日火曜日、昨日になりますけれども、下崎地区の推進委員の増田さんと現地確認を行ってまいりました。

譲渡人と譲受人は 関係でございまして、昨日は本申請の代理人と譲受人の  
さんに立ち会っていただき、お話を伺ってまいりました。

現地の状況ですけれども、 になりますけれども、畑なんです、木製の箱が  
5個設置されております。大きさが2間掛ける1間、約3.6メートル掛ける1.8メー  
トル、高さが70センチぐらい、こういった木製の箱が5個設置されておきまして、箱の中に  
耕作土が入っていきまして、そこにジャガイモとイチゴが栽培されておりました。腰を曲げな  
いで植付けから収穫ができるということで、このような形態になると伺っております。現在  
は5個設置されておりますけれども、当該土地にもう少し増やしていきたいという話でござ  
いまして。それに現地なんですけれども、そこに耕作土、これから増やすための耕作土も置  
いてありました。

それから隣の土地の 、こちらについても現状畑ですが、同じような形態で作  
物を作付していきたいという話でございました。残りの と つきま  
しては、きれいに耕されておりました。

また、譲受人の住所が ということになっておきまして、若干距離はあるんですけれ  
ども、農機具につきましては、譲渡人の家に置いてありました。 関係ということでそち  
らに置いてありました。

以上のとおり、現地調査と聞き取り調査の結果、農地法の許可基準を満たしているものと  
判断し、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の騎西地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、9番、種足地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第1号の9になります。

位置図につきましては、11ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は近くで農業をやっており、規模拡大のため、譲渡人は相続後、農業をやらないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私でありますので、私のほうから説明いたします。

この案件につきましては、4月22日に推進委員の石川さんとともに調査を行いました。そして位置図で見て分かりますように、この土地は集落内の土地であります。

そして次に、譲受人の さん宅を訪問したんですけれども、本人から話がお伺いできました。その内容は3点ありまして、1点は、この土地は5年前から借り受けて耕作していたということが1点、もう1点は、この案件の土地の回りに集落があるんですけれども、集落の間にまだ農地がありますよね、この農地を一体的に借り受けて さんが作っている状況です。

そして今回の案件の話があったのは、譲渡人が の北側に申請と書いてあるんですけれども、ここが実家の土地だそうです。そして今回、この案件の土地と実家の宅地を整理するということになったそうです。そして今回の申請になったという話であります。

以上の点から、何ら問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

ご質疑はありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、10番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第1号の10になります。

位置図につきましては、12ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられています。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は高齢で耕作ができないため今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

4月20日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で譲受人の さんにお会いし、いろいろお話を伺つてまいりました。

さんと さんは だそうでございます。 さんは 歳で、何もできなくなつちやつたんで譲るよということになつたそうでございます。

その結果、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の東地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、11番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第1号の11になります。

位置図につきましては、13ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられています。

また、譲受人は購入する農地が自宅の林地にあり、耕作に便利のため、譲渡人は譲受人からの購入希望により今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

4月17日、田村推進委員と現地確認を行いました。

その後、譲受人の さんのお宅にお邪魔しましたが、お仕事でお留守でしたので、にお話を伺ってまいりました。議案書には地目は田とありますけれども、畑として使用されておりまして、野菜が植えてありまして、きれいに管理をされておりまして、

譲受人の さんは、数年前から家庭菜園として譲渡人の さんからお借りしていたということです。

今回、売買という案件であります、第3条の許可条件を満たしているのか、いろいろな疑問があったため、一旦保留にさせていただきまして、事務局に行きまして事務局のほうから説明を受けました。本年度から法律の改正ということをお聞きし、納得をして帰った次第です。

改めて さんの 宅を訪問いたしまして説明をし、基準を満たしているものと思われるかと判断をいたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「すみません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） はい、どうぞ。

○3番（瀬下京子君） すみません、3番、瀬下です。

今回、法律の改正ということで、ちょっと分からないことがたくさんあって迷ってしまったんですけれども、事務局の方からこれから家庭菜園としての議案が上がってくるのではないかとのお話を伺いました。そのときに面積をそういう、ここからここまでは何平米は家庭菜園としてみなされるとか、そういう基準というのはあるんでしょうか。

というのは、基準がないと私たちはどうやって判断をすればいいのか分からないと思うんですけれども。

○事務局（加藤正則君） 事務局です。

特に面積によってそれが家庭菜園なのかどうかというのは、具体的な基準が示されているわけではないので、個別の案件でその方が家庭菜園としての利用なのか、もうちょっとそれを超えた農業に近い形なのかというのを聞き取りしていただいて、その上でちゃんと面積の耕作ができるかどうかというのを判断していただければと思います。

○3番（瀬下京子君） はい、分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

はい、どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

今の案件のことで、ちょっと法律の改定というところが自分たちにはよく分からないんですけれども、一般の人が家庭菜園するために土地を購入する場合に、3条の申請があった場合ということの改定なんでしょうか。

○次長（前島勝己君） 前に5反要件というのがあったんですけれども、3月末でそれがなくなっただけですね。その話は、以前総会のお話したと思うんですけれども、その5反要件の話です。だから、瀬下委員さんは5反を満たしていないから、これ取得できるのということでご相談されたということなんです。

○局長（駒宮敏之君） 私から補足させていただきますと、3条の所有権の移転とか、使用貸借とかありますけれども、それは農場じゃなくて農地として農地の利用がされていけば、される予定であれば別に構わないんです。ただ、何というんですかね、その権利を持つとか、者が先ほど法律の改正と申しあげましたけれども、前は5反を所有しているか、借りて自分でやっているかということではないと農家とみなせないですね。それが今度は1反でもよくなったと。この3条履行なんですかね、売買なり、所有権の移転ができるということです。

だから、要は家庭菜園がどうのこうのというよりも、家庭菜園も農地の利用だと、稲を作っても利用だと、農地を農地として使っていれば、使う予定であれば別にそれは、そういう視点だと何ら問題はないです。

○会長（小川達男君） ほかにご質疑はありますか。

ないですか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 1 番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



### ◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」の 1 件を議題といたします。

1 番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図につきましては 1 4 ページ、土地利用計画図につきましては 4-1 をご覧ください。

本案件は、自己用住宅を建築するもので、令和 4 年 2 月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 1 種農地と判断されますが、農地法施行規則の第 1 種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。なお、現地調査の際に物置が置かれていたため、代理人に確認したところ、除却予定のことと伺っております。

以上でございます。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7 番(小川達夫君) 7 番、小川です。

4 月 2 0 日木曜日の 1 4 時前後に、儘田推進委員さんと現地を訪問の上、様宅を訪問いたしました。耕作者本人はいらっしゃいませんでしたけれども、がいらっしゃいましたので、から事情を聞いてまいりました。

なお、様宅はを経営しております、様で営業している模様で

す。

この位置図を見ていただきますと、  
の前の道を右側へずっと行きまして、地図がなくなつた少し先に  
がありまして、その角が 様の  
になっております。  
確かに親子同居しておりますので手狭になっていると判断しまして、ご本人様だけがご自分の名義の土地に地目変更して新しい建物を建てるという申請でございますので、理を得ているなど感じてまいりました。

農地法4条の基準に満たしていると考えられますので、許可相当と判断いたします。ご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

1番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の19件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 議案第3号の1番についてご説明いたします。

位置図につきましては15、16ページ及び土地利用計画図につきましては、5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場として利用するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、譲受人が管理する太陽光発電所の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

4月20日、推進委員の梅田さんと譲受人の代理人、さんと3人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

現地は、太陽光発電システムが立ち並ぶ地域の東方にあります。申請地は道路際の85平米、地目、畑で、その先は譲受人のさんが所有する太陽光パネルがあります。譲受人は代理人さんので、を営んでいます。

申請の事由は、北側の氾濫時や溢水時に太陽光設備保守のための資材置場と、道路からの太陽光発電所の出入り場所を確保するために計画したものです。と代理人のさんが話されていました。

それから、譲渡人のさんは、近隣の話ではの で、毎日通勤しているようだが留守が多く、いつ在宅しているか分からないとのことでした。それゆえ翌日早朝7時前に訪問して話を聞くことができました。譲渡しの事由は、去年がに入所してから一人では家屋敷の管理が難しく、申請地の畑の管理もできなくなったところへ代理人のさんから譲受けの話があり、今回の許可申請に至ったものです。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から判断し、農地法において問題はないという判断をしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第3号の2になります。

位置図につきましては17ページを、土地利用計画図につきましては5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市の担当課に確認したところ、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

4月20日、推進委員の梅田さんと現地調査並びに譲受人の さんに聞き取り調査を行いました。

現地は、 沿いで、 の近辺に位置して、新興住宅が広がる静かな場所です。

譲受人は、現在 のアパートに と で生活して、自己用の住宅を建てるために広い土地を探していて、 の に物件を依頼したところ、念願の土地が見つかったものです。

当日、 の にそのいきさつを電話で聞いたところ、 の に譲受人が希望する物件を依頼して見つけていただいたとのこと

です。また、 の に地目、田の物件について電話で聞いたところ、物件の所有者である にお住まいの譲渡人、 さんの個人情報のことは申し上げられない。強いて言うなら、 が目的ではないか、 とのことでした。

本件の申請につきましては、農業委員会事務局に確認したところ、もともとは砂利が敷いてあったが、是正指導により表面の砂利をすき取り、現状農地のような形態に復元したとのこと

で、今回の転用は農地法上やむを得ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願

いしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「すみません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） はい、どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番、関です。

譲受人のお名前が2人、かどうかちょっと分からないんですけども、書いてありますけれども、これというのは、所有権移転登記の際に持分とかという形で2分の1ずつとか、そういう形になるのでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） お答えします。

申請の際に、そうですね、おっしゃるとおり、持分2分の1ずつでお持ちするという事で申請上がっておりますので、2分の1ずつです。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○次長（前島勝己君） 承諾書もお二人から出ています。

ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第3号の3になります。

位置図につきましては18ページ、土地利用計画図につきましては5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（8棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関しましても市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

4月20日、推進委員の梅田さんと譲受人代理、 さんの3人で譲渡人、 さんのお宅に伺い、 さんから聞き取り調査を行いました。 は病気で入院していますし、私も足が悪く歩行も不自由で、これからは農業はできない状況です。家の前に合った小松菜のビニールハウスも処分しました。今は一人で暮らしています。このようなことから、 の に譲受けをすることにしたわけです。

さんの家の前にある許可申請をされた地目、畑の周辺は、新興住宅が立ち並び、近くに小規模の農地があるぐらいで生産性が低いと考えられます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から判断し、農地法において問題はないという判断をしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第3号の4になります。

位置図につきましては19ページを、土地利用計画図につきましては5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（2棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関しましても市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

4月20日、推進委員の梅田さんと譲受人の代理、 さん及び譲渡人の さん4人で申請地において現地調査を行いました。

譲渡人の さんに聞き取りをしたところ、農機具は持っておらず、隣接地の田を近くの さんに耕うんをお願いしていましたが、病気で入院してしまいましたので、これからも農地の耕うんは期待できず、同じ場所、同じ時期に別の へ売買することにしたものです。

田を放置すると草木の繁殖で荒れ放題になり、付近の住宅に迷惑をかけることとなります。許可申請をされた地目、田の周辺は新興住宅が立ち並び、近くに小規模の農地があるぐらいで、生産性が低いと考えられます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から判断し、農地法において問題はないという判断をしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。  
どうぞ。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

参考なんですけれども、何と言ったか、利用計画図か、この間取りなんですけれども、すごい狭いけれども車なんか通れるんですか。2区画なんですけれども、参考のために。

○次長（前島勝己君） 図面がちょっと小さくて見づらいんですが、一番狭いところで2.44メートルありますので、乗用車は通過できます。その前後になるとそれより広がってきますから……

○5番（嶋村 浄君） この出入り口の四角みたいなのは、これ建物じゃないですよ。

○次長（前島勝己君） ここは建物じゃないです。

○5番（嶋村 浄君） ないですよ。

○事務局（渡辺昌也君） 貯留施設です。

○5番（嶋村 浄君） ああ、そうですか。分かりました。

○事務局（渡辺昌也君） 下に入ります。

○5番（嶋村 浄君） どうもすみません。

○会長（小川達男君） ほかにご質疑ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

4番の大桑地区について、原案どおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第3号の5になります。

位置図につきましては20ページを、土地利用計画図につきましては5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（3区画）を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

4月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行っていました。

譲渡人の　さんは高齢のため、また、農作業の機械は大分古く管理が難しくなり、新しく機械を購入する考えはないということで、今回の申請に至ったとのこと

です。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「質問します」と言う人あり）

○会長（小川達男君） どうぞ。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

以前にも説明をしていただいたんですけども、建築条件付きというのは、もう一度聞きたいんですけども、お願いします。

○事務局（加藤正則君） 事務局です。

建売住宅と建築条件付きがあつて、建売住宅のほうは名前のおり、許可を取った業者が家を建てて、その家を販売するという形になるんですけれども、建築条件付きの場合は、簡単な説明になってしまうんですけれども、宅地分譲に近いイメージで、宅地を購入した方がその後住宅の、注文住宅のような形で建築するような形。

○4番（山岸和男君） 宅地を買った人が建てると。建売住宅は全部一貫してやる。

○会長（小川達男君） いいですか。

○4番（山岸和男君） だから、家を建てちゃって……はい、分かりました。大体大丈夫です。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第3号の6になります。

位置図につきましては21ページを、土地利用計画図につきましては5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場として整備するもので、令和5年1月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、自宅に隣接しており、移動時間の軽減やセキュリティー面でも安心であり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

4月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

譲受人の さんの庭に資材が置いてあり、ちょうど自宅の玄関の前ですよね。に資材が、仕事場というよりどんどん資材が多くなってきて、見た目もあれだなというふうに思っていたみたいで、あと車の出入りが大変になるとのことで、今回の申請に至ったとのことです。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうですか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

それでは、ここで暫時の間休憩いたします。

開始は3時30分に開始いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

○会長（小川達男君） それでは、休憩を解きます。

ただいまより開始いたします。

次に、7番、三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第3号7になります。

位置図につきましても、22ページから24ページをご覧ください。

本案件につきましては、譲受人が使用賃貸借により土地を借り受け、盛土をし、農地改良するもので、必要添付資料が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されますが、7か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思

われます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

4月19日水曜日の午後1時過ぎに、訪問をいたしました。当日は午前中、県土と事務局のほうで に会う約束がしてあったということで、やむなく午後1時過ぎに の 、 氏と面談を現地にて行いました。当日はそういう事情がありましたもので、田村推進委員さんのほうが都合がつかないということで、私一人で面談をいたしました。

位置図を見てお分かりのとおり、該当地は第1期土地改良を行った土地でありまして、この該当地の下が第2期の工事を、回りを第2期の工事として埋立てを行っている先でございます。

現地を見ますと、申請地以外は小麦が青々と育って大変土地改良がなされている土地でありましたけれども、今回の申請地につきましては、いろいろともう荒れた土地というか、作物が生えない状態で放置されてありました。

この土地は、 の さんという方が小麦を作っていたらしくて、

さんのほうからもこういう土地では作物も、作付けもできない。それから地権者のほうからも、せっかく土地改良したのにこのままでは利用できないという要望があったものから、 に再度土地改良を依頼したといういきさつのようなものでした。

議案書のほうでも分かりますように、地権者が12名ほどいらっしゃいまして、そのうち地目のところでため池というのが大変目立ちます。要は昔、湿地帯で作物もできないような土地だったんですね。ところが、埋め立ててみましたらやはり沈んでいってしまっ、どうにもならない土地にそこだけはなってしまったということで、再度土地改良をするのはやむを得ないものと思ってまいりました。

それから、4月22日土曜日、13時過ぎに、今度は田村推進委員さんと一緒に譲渡人というか、地権者のほうに訪問をいたしました。12名いらっしゃる中で、会えた先は 氏、 氏、 氏、この3軒に本人が面談できました。本人より説明を受けたところ、のほうが話していたその説明のとおり、作物ができない状態になっておるので、再度仕方ないということでお願いした次第ということでした。

農地法許可基準に満たしておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

今回の農地改良、一時転用ということで、一定期間農地状態、耕作ができない状態になるということで一時転用という形になっていると思うんですけども、期間が7か月と書かれていますけれども、その期間の定めというのはあるのでしょうか。

○事務局（加藤正則君） 事務局です。

定めの方でございます、埼玉県の方で農地改良の要綱がありまして、そちらの中で期間の定めがありまして、その定めに従ってそれ以内ということで申請者の方にも書いていただいています。

ちなみに、その期間なんですけれども、最高が9か月になっていますので、その9か月以内で全て申請が上がってくることになります。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

ないですか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第3号の8になります。

位置図の25ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得な

いものと思われます。

なお、私のほうでここで第2種農地とかということで発言させていただいているんですが、以前に送った資料にも記載させていただいていたかと思うんですが、改めて申し上げさせていただきますと、第1種農地につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のことを指します。

第2種農地につきましては、市街地として発展する環境にある農地、生産性の低い小集団の農地、駅、役場等からおおむね500メートル以内にある農地等のことをいいます。補足で説明させていただきました。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

4月18日に、地区担当委員の寺田さん、森さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人                      さんの代理人であります                      さんに現地対応していただき、

さんには電話対応で調査を行いました。                      は、現在借家住まいだとのことです。平素から平家を建てられる広い土地がないかということで探していたところ、勤務地からも近いということもあり、ここを自己用住宅として譲渡人の土地を認可申請したものです。隣に農地がありますが、耕作に影響はないと思われます。また、地権者にも了解を得ているというお話でした。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準から判断いたしましても問題なく、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ご質疑ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第3号の9になります。

位置図につきましては26ページを、土地利用計画図につきましては5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用賃借（20年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるとのことで、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本榮次郎です。

この件について、4月18日、推進委員夢川さんと現地確認をいたしました。

現地については、さんということで、そのさんとの関係は、さんのさんのさんですね、要はにあたる、そんな関係でございました。さんは当日お会いしたときに足が悪いので、車椅子で案内をしてくれました。現地を確認し、場所的には家を建てるにはかなり、私なんかここ見ていいところだなというふうに思いました。

農地法の関係でこれは特に確認したところ、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第3号の10になります。

位置図につきましては27ページを、土地利用計画図につきましては5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用賃借（20年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、令和5年1月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関しましても、市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、担当委員は私でありますので、補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、4月22日に、推進委員の石川さんと2人で調査を行いました。

現地なんですけれども、位置図で見ますと生活道路及び さんが2軒あるんですけれども、大きい宅地が譲渡人の さん宅です。その入り口の宅地の延長線に面しております。そしてこの さんと譲受人の さんですか、この2人の関係は さんの に当たります。 の方です。その方が今度結婚しまして、自宅を建てたいということで、自分の の実家の目の前にいい土地があるということで、ここに建てることで今回の申請になったんですけれども、この地域は私の地元でありまして、同じ集落内でありまして、そうしまして、10年ぶりの若夫婦のうちで、人口が大変減少しておりまして、そういう地域でありまして、地域として大歓迎の案件であります。

そういう点を考えまして、よろしく申し上げます。

以上です。

この件に関してご質疑、ご意見等がありましたらお伺いします。どうでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の鴻莖地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第3号の11番になります。

位置図につきましては28ページを、土地利用計画図につきましては5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、重機置場敷として利用するもので、令和5年1月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、自社の総合中間処理工場より近接する土地で計画しており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂でございます。

4月17日に、推進委員の泉津井さんと現地を確認しました。

代理人の さんに立ち会っていただきまして、場所は の と の ですか、その間にある土地でございます。この土地は、昨年まで水稻栽培がされておりました。現在、回りもきれいに雑草も刈り取られて、ただ稲刈り跡があるところでした。

この という会社は、たまたま私の近所でここに勤めている人がいまして、それを聞きましたところ、 の中に工場がありまして、その工場は木材、または解体した木ですか、それをチップにして肥料とか、また、公園等にまくような、また、コンクリは再生土にするように細かくするそうです。

そのほかに、 の営業所に解体の業者がありまして、そこで使用する大型解体の機械ですか、その機械の置き場所がないということで、ここに駐車場を設けたらということで今回の申請になったそうです。

この場所もちょうど の間にありまして、農作業にはちょっと適さないと思いますので、こういうものができればよろしいかと思ひまして、許可相当と判断しました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ご質疑ありますか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

議案第3号の12になります。

位置図につきましては29ページを、土地利用計画図につきましては5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用賃借(20年)により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、令和5年1月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことあり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上でございます。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(小坂 実君) 15番、小坂です。

やはり4月17日に、泉津井推進委員と現地を確認しました。これは代理人の さんに同席させていただきました。

現地は、現在何も作っていない更地の状態でした。奥に さんという、地図の上のほうを見るとありますけれども、その人が譲渡人です。 さんは、 の さんということでした。 さんは現在借家に住んでおまして、 さんの とか、また、 、 がこの さんにおりますので、近くにもまたスーパーマーケットがあり、生活しやすいということでこの場所を選んだところでございます。

問題ないと思いましたので、判断しました。よろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

議案第3号の13番になります。

位置図につきましては30ページを、土地利用計画図につきましては5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付きの売買予定地(12区画)を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、開発区域の一部が第1種農地と判断され、農地法施行規則第36条(隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地の転用)に該当し、事業の全体計画に対して1種農地の割合が3分の1を超えない等の要件を満たしていることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上でございます。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(嶋村 浄君) 5番、嶋村です。

4月18日に、推進委員の金子さんと現地確認を実施いたしました。

当日は代理人の さんに立ち会っていただきまして、なおかつ譲渡人の さんの さんにお話を伺いました。

ここの土地は、点線のところ既存宅地がありまして、大きいんですけども、去年建物を壊してしまっていて、いずれ案件が上がってくるのかなと思っていましたら、今上がってきまして、一部農地なものですから、譲渡人の さんの家はここじゃなくて、地図でいうとちょっと離れたところ、 さんと さんという家があるんですけども、この真ん中の家が さんの、こちらは本家なんですね。

この該当の土地は、分家なんです。 が一人でいまして、亡くなったんですね。相続人はいるんですけれども、 のほうに嫁がれて、本家のほうで何とかしてくれないかと、そういうお話でこの さん、同意を受けたと思うんですけれども、のほうで処分すると。 さんの話では、私が20年間いろいろ面倒を見てきたんだと、そういうお話でした。

現地はもうきれいに整地されまして、今にでも売り渡すような感じになっていましたですね。幟が立っていました。

それで一部、 さんという名前の畑があるんですけれども、 ですね。これは隣、申請地の下ですね、ここも空き家になっているんですけれども、この持ち主が今 にいるらしいんですね。たまたまここだけ残っちゃうんで、一緒に開発してくれないかという形で、今回の売り渡しになったそうなんです。

この辺は、みんな回りに結構住宅地が立て込んでいまして、 に近い、駅に近い、 に近いので、開発するのはやむを得ないかと判断いたしました。

よろしくご審議のほうお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。  
ご質疑ないですか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第3号の14番になります。

位置図につきましては31ページを、土地利用計画図につきましては5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（4棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

同じく4月18日に、推進委員の金子さんと現地確認を実施いたしました。代理人の  
の さんに立ち会っていただきまして、いろいろ説明を受けました。

私の記憶では、これ以前はここにブロッコリーとか、いろいろ野菜を作っていたと思います。最近ちょっと荒れちゃったんでどうなっているのかなと思いましたが、今回この案件に上がってきました。

譲渡人の さんなんですけれども、このところ体を壊しまして、なおかつ去年、さんに先立たれまして、直接本人には会っていないんですけれども、近くの家に行きましたら、今 何回か行っている、そういう状況らしいですね。そんな状況で売却することになったらしいです。

この辺もまた住宅が立て込んできていまして、駅に比較的近いというところがありまして、やむを得ないかなという感じいたしました。ひとつよろしくご審議のほうお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第3号の15番になります。

位置図につきましては32ページ、土地利用計画図につきまして5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、資材置場・駐車場を一時的に整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、を建築するに当たり、建築資材置場や工事車両及び従業員用駐車場が建築敷地内に設けることが困難なため、建築敷地に隣接する本申請地を一時的に利用するため計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

同じく4月18日に、金子さんと現地確認を行いました。代理人の の さんにも立ち会っていただきまして、お話を伺いました。

隣に を建設するというので、近くの が経営母体で建設する予定でございます。

地図を見ると、建物を目いっぱい造っちゃいますね。確かに車両とか資材置場がないんですよね。その隣が現状は田んぼになっていまして、この持ち主の さんも私よく知っているんですけども、なかなか苦勞して水はけが悪いもんですから頑張って稲作を作っております。なもので、やむを得ないかなと思います。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

先ほども農地改良で使用貸借の期限9か月という話を伺ったんですけども、こちらの駐車場等への一時転用の期限の定めというのがありましたら教えてください。

○事務局（加藤正則君） 事務局です。

こちらの場合は、一時転用の場合は3年間が最長の期限になります。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

ないですか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当することに決定いたします。

次に、16番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

議案第3号の16番になります。

位置図33ページ、土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上でございます。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(嶋村 浄君) 5番、嶋村です。4月18日に、金子さんと現地確認を行いました。

当日は、代理人の さんがちょっと都合がありまして、現地確認に立ち会っていただけなかったんですけども、後で電話で確認いたしまして、ただ、 さんの さんにお会いしまして、お話を聞きました。

今回で3回目の申請地なんですけれども、4区画の分譲というか、住宅地にする予定だったそうです。 さんも以前は農業をやっていたんですけども、体を壊しましてもうできなくなってしまったので、やむなく売却するというところでございます。

やむを得ないかなと判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ご質疑はありますか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

議案第3号の17番になります。

位置図につきまして、34ページになります。土地利用計画図の5-17になります。

本案件は、譲受人が使用賃借(1年)により土地を借り受け、工事のための駐車場として一時的に整備(一時転用)するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、隣接地で物流施設の建築工事のための工事関係車両の一時的な駐車場とのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上でございます。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(瀬下京子君) 3番、瀬下です。

4月18日、田村推進委員と、 のさん、さん立会いの下、現地調査と並びに話を伺ってまいりました。

現地は、草が生えて、柿の木、桃の木があつて耕作されていない様子でした。

現在、 建設中ではありますが、工事関係車両駐車場が確保できないため、今回の申請になりました。鉄板を敷き、2本の木の回りは柵を作り保全をするということです。

やむを得ないものと判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ご質疑はありますか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

17番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定します。

次に、18番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

議案第3号の18になります。

位置図35ページになりまして、土地利用計画図の5-18になります。

本案件は、譲受人が使用賃借(35年)により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番(中島利雄君) 13番、中島です。

4月24日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲渡人のさんと譲受人の代理のさんに現地で会いまして、いろいろ話を伺っていました。さん、さんはの関係です。現地は草も生えていなくよく管理されていました。

その結果、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、19番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第3号の19番になります。

位置図36ページ、土地利用計画図の5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

4月24日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲渡人の さんの さん、譲受人の代理の さんにもお会いし、いろいろお話を伺っていました。

場所は草も生えてなく、よく管理されておりました。その結果、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「よろしいですか」と言う人あり）

○会長（小川達男君） どうぞ。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

ちょっと聞きたいんですけども、面積が先ほども出たんですけども、499平米、これたまたまそういうふうに、面積がこういうふうなものが、あるいは分筆して499に合わせるのか。

○13番（中島利雄君） すみません、13番、中島なんですけど、この土地奥まで、  
までが貸してあって240坪なんです。それで駄目なんで……

○5番（嶋村 浄君） それで499にしたわけ。

○13番（中島利雄君） そう。そういううまいぐあいに499ではありません。

○会長（小川達男君） まだご質疑ありますか。

○5番（嶋村 淨君） 結構です。

○会長（小川達男君） それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙の議案第4号をご参照ください。

令和5年、農地中間管理事業分、4月分、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。次のページの新規分、合計25筆、面積1万8,659平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成

の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくは配偶者に関する事項について、議事に参与することができない」ということに、荒井雅明推進委員が該当しますので、議事の間退席をお願いします。

(荒井雅明推進委員 退室)

○会長(小川達男君) それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和5年4月分、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る「農用地利用集積等促進計画(案)」につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第5号の審議が終了いたしましたので、退席している荒井推進委員の入室をお願いします。

（荒井雅明推進委員 入室）

---

◇

### ◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○次長（前島勝己君） 報告事項ということですので、まず報告第1号が「農地法3条の3第1項の規定による届出」ということで、これは相続に関する届出となります。こちらの案件が8件ですね、相続の届出が8件。

それから、報告第2号ということ、これは後ほど「4条の規定による届出」ということで、これは市街化区域内の届出が2件ということ、報告が来ております。

それから、報告第3号で、「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出」ということで、こちらも市街化区域内の5条の届出ということ、こちらも来ております。これが4月だけで17件ございました。

それから、最後、報告第4号ということ、「農地法第18条第6項の規定による通知」ということでございますが、これが耕作者が、主に中間管理の方が多いんですけども、貸借の契約が解約されたという形の案件が36件ございます。

以上となります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の仕事は降り、進行を司会のほうにお戻しします。

---

◇

### ◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） 小川会長、長時間にわたり、お疲れさまでございました。

皆様本当に初めてだったと思いますが、長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

総会の議案等については、これで終了となります。

この後、若干お話もあるようなのでもう少しお待ちいただきたいと思いますが、これで総会自体は締めをさせていただきます。

締めるに当たりまして、職務代理に閉会のご挨拶をお願いします。

○職務代理（松本 昇君） 本日は、長時間にわたりまして慎重審議、ご意見、いろいろありがとうございました。

今日感じたことは、委員さんが結構質問に対する調査報告とか説明が大変上手にうまくやっているなというふうに感心しました。それと説明する方もいい質問したなということで、聞いていてもいろいろな勉強になって、質問されると、ああ、そうなのかと、そういうことが大変大変勉強になりました。今日はそういうことを感じました。

それでは、これもちまして、令和5年第4回加須市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後 4時24分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年4月26日

会 長 小 川 達 男

署名委員 瀬 下 京 子

署名委員 山 岸 和 男